

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見

平成17年度 下半期分

参 考 資 料

構造改革特別区域推進本部

評 価 委 員 会

事 務 局

目 次

評価委員会名簿	1
評価委員会の開催状況	2
規制の特例措置のあり方に関する評価意見（案）の概要	4
規制の特例措置の全国展開により期待される効果の例	5
評価委員会専門部会の開催状況	14
評価委員会専門部会 名簿	15

評価委員会委員名簿

氏 名	職 業 等
市川 眞一	クレディスイスファーストポストン証券会社 東京支店証券本部株式調査部ディレクター兼 ストラテジスト
井堀 利宏	東京大学大学院経済学研究科教授
櫻谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
清原 慶子	東京都三鷹市長
白石 真澄	東洋大学経済学部助教授
船橋 力	株式会社ウィル・シード代表取締役社長
薬師寺道代	愛知みずほ大学大学院教授
八代 尚宏	国際基督教大学教授
山田 孝夫	前北海道上川郡東川町長

委員長

評価委員会の開催状況

- 第1回 平成15年9月3日
特区の評価について
- 第2回 平成15年10月6日
特区の評価及び専門部会について
- 第3回 平成15年12月18日
各部会での検討状況について
構造改革特区の評価方針について
- 第4回 平成16年3月18日
各部会における調査計画案の検討状況について
構造改革特区の評価の進め方について

平成16年度上半期

- 第5回 平成16年7月1日
各部会からの報告（調査結果の検討状況等）
規制の特例措置の評価の進め方
- 第6回 平成16年8月4日
意見素案の検討
- 第7回 平成16年8月10日
意見素案の検討
- 第8回 平成16年8月31日
意見のとりまとめ

なお、評価委員会は評価意見の素案作成のため、上記委員会の開催に加え、各省からの意見聴取（平成16年7月13日から15日）、各省からの再意見聴取（平成16年7月27日）を実施

平成16年度下半期

- 第9回 平成16年12月17日
各部会からの報告（調査結果の検討状況等）
- 第10回 平成17年1月19日
意見素案の検討
- 第11回 平成17年1月26日
意見のとりまとめ

なお、評価委員会は評価意見の素案作成のため、上記委員会の開催に加え、各省からの意見聴取（平成17年1月12日及び13日）を実施

第12回 平成17年3月24日
平成17年度上半期の調査計画案について

平成17年度上半期

第13回 平成17年6月28日
各部会からの報告（調査結果の検討状況等）

平成17年7月7日、19日、27日
意見素案の検討

第14回 平成17年8月23日
意見のとりまとめ

なお、評価委員会は評価意見の素案作成のため、上記委員会の開催に加え、各省からの意見聴取（平成17年7月6日及び7日）、各省からの再意見聴取（平成17年7月19日及び20日）、各省からの再々意見聴取（平成17年8月9日）を実施

第15回 平成17年9月30日
平成17年度下半期の調査計画案について

平成17年度下半期

第16回 平成17年12月13日
各部会からの報告（調査結果の検討状況等）

平成18年1月10日、16日
意見素案の検討

第17回 平成18年1月26日
意見のとりまとめ

なお、評価委員会は評価意見の素案作成のため、上記委員会の開催に加え、各省からの意見聴取（平成17年12月26日、18年1月6日及び10日）、各省からの再意見聴取（平成18年1月16日）を実施

特区の全国展開について (評価委員会意見の概要)

基本理念

特区において実施されている規制の特例措置について、
実施から約1年後に「特段の問題が生じていない」と判断されたもの

全国展開

過去の評価実績

平成16年度～平成17年度上半期: 75特例措置が評価対象

全国展開(53特例措置)

農地リース方式による株式会社の農業参入、幼保合同活動、ロボット
不登校児童のための弾力的な授業を行う学校設置・ITの活用
中心市街地活性化のための大型店出店の手続簡素化

今回の評価

平成17年度下半期: 16特例措置が評価対象

検討の経緯

- 10 - 11月 規制所管省庁の長の調査
評価委員会独自の調査
- 12月13日 評価委員会(調査結果の検討など)
- 12 - 1月 評価委員会(各省ヒアリング)

「特区をやって
よかった!」と
いう地域の声
を把握 😊

評価意見の概要

(1) 全国展開(11特例措置)

【例: 教育課程の弾力化、校地・校舎の自己所有を要しない学校設置、
港湾における公共コンテナターミナル等の民間貸付の容認】

(2) 平成18年度下半期以降に再度評価(5特例措置)

(特区における効果・弊害の検証が十分でない)

【例: 株式会社による学校設置、濁酒(いわゆる「どぶろく」)の製造免許緩和】

今後の予定

- 1月26日 意見とりまとめ。
構造改革特区推進本部長(内閣総理大臣)に評価意見提出。
- 2月中旬 評価委員会の意見を踏まえ、本部において全国展開の是非を決定。

**規制の特例措置の全国展開により
期待される効果の例
～ 評価委員会調査をもとに～**

<これまで>

都道府県公安委員会が交通の安全と円滑の観点から交通規制を実施している。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・高齢化等による、歩行者中心の道路交通環境整備へのニーズの高まり
- ・地域参加型のまちづくりの気運の高まり
- ・中心市街地活性化の必要性

<特例事業の内容>

市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき、都道府県公安委員会が交通規制を実施することができる。

<特区地域の実際>

現在の認定主体数：2（青森県十和田市、愛媛県松山市）

特区地域の声

特区認定により、所轄警察署から交通規制に対する理解と協力が得られやすくなった。この気運を継続させることが重要である。（十和田市）
具体的な取り組みのアイデアも多数寄せられ、新規に商店街へ出店したいという動きも出てくるようになった。（十和田市）
認定地区毎に協議会を設置することにより、住民参加によるまちづくりが促進された。（松山市）

実際の効果

花火大会において念願であった歩行者天国が実現し、来場者が大幅に増加した。（十和田市）
まちの目指すべき方向性などまちづくりを考えて道路整備と交通規制を一体的に検討することができた。（松山市）

全国展開

内容：地域を限定することなく全国において実施。
時期：平成17年度中に措置。

今後の期待効果(全国展開後)

地域参加型の協議会が策定したまちづくり計画に基づいて交通規制が実施されるようになる。地域の実情にあった、歩行者が安心して通行できる道路交通環境整備やまちのにぎわいの創出が可能になる。

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）
構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（819）

<これまで>

学習指導要領等の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施はできなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・中学校での英語教育と連携した小学校における英語教育のニーズ
- ・学校や地域の特色を活かした教科・カリキュラムの実施ニーズ

<特例事業の内容>

小学校と中学校の間で英語教育のカリキュラムで連携したり、地域独自の教科の実施など、学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施ができるようになった。併せて、特例事業の実施において、所属学年以外の学年用教科書を使用する必要がある場合、上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期に無償給与できるようになった。

<特区地域の実際>

特区地域の
児童生徒の
保護者の声

現在の認定主体数：67(802)、7(819)
(栃木県今市市、石川県金沢市、奈良県奈良市等)

地域や学校の主体的で特色が出る制度は大変よい。(郡山市、さいたま市、荒川区等)
基準や制度という枠にとらわれず、今すべきことや必要とされることを実施できることは評価できる。(千葉県・成田市)
教育をよりよい方向に改革していくには必要な制度だと感じる。(千葉県・成田市、登米市)

実際の効果

小学校段階から英語の能力・関心が向上した。(戸田市、郡山市、宜野湾市等)
教員の意欲、英会話力、指導力が高まった。(浦添市、いわき市等)
保護者や地域の学校、英語教育に対する関心・理解が高まった。(狭山市、千葉県・成田市、新座市等)
教員とALT(外国人の英語指導助手)とのコミュニケーションが活発化した。(宜野湾市、角田市)
各学校が創意工夫を活かした学校教育を推進することができるようになった。(いわき市、志摩市、白山市、奈良県)
小学校と中学校との連携が深まった。(御所市、杉並区、富合町、津市、池田市等)

全国展開

内容：規制所管省庁の関与・弊害の予防措置は必要最小限のものとし、特区における地方公共団体の多様な取組内容を勘案して全国展開。

時期：教育課程の基準全体の見直しの進捗状況を見つつ、平成19年度中の制度改正、平成20年度当初からの実施を別途措置。

今後の期待効果(全国展開後)

学校教育法や学習指導要領を踏まえつつ、弾力的な教育課程の編成・実施が可能になることから、小中学校などの学校間の連携など、学校や地域の特色を活かした教育課程の編成・実施が広がる。

校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（820（801-2））
校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（821（801-1））

<これまで>

小・中学校や大学などの学校法人の寄付行為の認可を得るためには、原則として学校の校地や校舎を自己所有していることが必要だった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・廃校など遊休資産の増加
- ・教育に対するニーズの多様化
- ・NPOなど、教育の担い手の多様化

<特例事業の内容>

教育上特段のニーズがあると認められる場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、小学校等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。

<特区地域の実際>

特区地域の声

現在の認定主体数

小学校等(820(801-2)):21 (伊賀市、御所浦町、高萩市、志摩市等)
大学等(821(801-1)):18 (札幌市、千葉市、千代田区、大阪市等)

実際の効果

廃校になった校地・校舎や空き教室を有効活用できた。(天龍村、藤野町、南阿蘇村、白山市)
地域住民にとって、既存の学校以外の選択肢が増えた。(小田原市)
駅の近くに大学を設置することが可能になり、遠距離からの通学が可能になった。(札幌市、神戸市、横浜市、大阪市、福岡県・福岡市)

自己所有ではできなかったが、この特区で学校を造ることができた。(天龍村)
大都市部では、校地・校舎に適した土地の取得が経費面や供給量の少なさから新規参入は困難であったが、可能となった。(千代田区、杉並区)

全国展開

内容：自己所有に代わる代替措置を講じた上で、全国展開を行う。
時期：平成18年度中に措置。

今後の期待効果(全国展開後)

多様な担い手が学校を開設しやすくなり、教育に対する利用者のニーズの多様化に対応することが可能となる。
廃校舎等の借用により、効率的な学校経営が可能となる。

地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業（907-2）

<これまで>

特別養護老人ホームの管理委託は、市町村や社会福祉法人に限られ、株式会社等はできなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・利用者のニーズの多様化
- ・サービスの質向上や運営の効率化等、民間ノウハウに対する期待の高まり

<特例事業の内容>

地方公共団体が設置した特別養護老人ホームの管理の委託先として、株式会社等を認める。

<特区地域の実際>

特区地域の声

現在の認定主体数：2（北海道乙部町、岩手県一戸町）

利用者に対するきめ細やかなサービスが提供されている。（乙部町）
社会福祉法人に刺激を与えることができた。（一戸町）

実際の効果

委託により費用節減ができた。（乙部町、一戸町）
施設利用者へのサービスの提供や来訪者への接遇に好評を得ている。（乙部町）

全国展開

内容：地域を限定することなく全国において実施（今後は地方自治法の指定管理者制度を活用）。

時期：平成18年度中に措置。

今後の期待効果(全国展開後)

株式会社等が特別養護老人ホームの管理を行うことが可能になり、利用者に対する良質なサービスの提供や施設運営の効率化を図ることが可能になる。

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（1131）
修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（1132）

<これまで>

全ての受験者は、当該試験科目のうち午前試験科目に相当する、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの活用に関する共通的知识の試験を受ける必要があった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・新産業創出、雇用拡大による地域活性化の必要性
- ・IT人材へのニーズの高まり

<特例事業の内容>

一定の要件を満たす講座を修了した者が、当該講座を修了した日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験又は基本情報技術者試験を受験する場合には、免除対象科目が免除される。

<特区地域の実際>

特区地域の声

現在の認定主体数

初級システムアドミニストレータ(1131):12、基本情報技術者(1132):11
(宮城県、新宿区、文京区、横浜市、茅ヶ崎市、いわき市など)

最先端の知識と技術をもった人材の育成が可能となり、人材を地域に輩出することを期待できる。(新宿区)

外部からの履修生は年齢において30代から70代と幅が広く、履修者の層の拡大がうかがえる。(茅ヶ崎市)

修了認定者には無職・フリーター・学生等もあり、今後の雇用創出が期待できる。(文京区)

実際の効果

履修生のアンケート調査から、受験に際しての負担が軽減されるとの回答があった。(文京区)

出願者が昨年より約13%増加した。(新宿区)

効果見込みとしては、IT企業関連からの求人申し込みは既に相当数に上っているが、特に試験合格者(有資格者)に対する採用希望は高くなっている。(新宿区)

全国展開

内容：地域を限定することなく全国において実施（一部）。
時期：平成18年度中に措置。

今後の期待効果(全国展開後)

受験者の負担の軽減及び受験機会の増加が図られる。
地域産業の活性化等に必要IT人材の養成が促進される。
IT関連企業等による、雇用の増加が見込まれる。

特定埠頭運営効率化推進事業（1203）

<これまで>

行政財産である公共コンテナターミナルを、民間企業が借り受けて管理・運営することはできなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・我が国の国際物流競争の強化
- ・港湾物流のコスト削減、効率化ニーズの高まり

<特例事業の内容>

行政財産である公共コンテナターミナルを、民間企業のうち港湾管理者が認めた者に対して、一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにする。

<特区地域の実際>

現在の認定主体数：3（岡山県、福岡県・福岡市、那覇港管理組合）

特区地域の声

背後企業関連貨物の減少の影響にもかかわらず、民間事業者による効率的な運営の結果、計画どおりの貨物取扱量を確保した。（岡山県）
新たなターミナルの建設も計画されている。又、特区認定地区の背後地等を、特定事業との相乗効果が見込めるような活用を実施すべく組合内で検討を実施する（FTZ指定等）。（那覇港管理組合）

実際の効果

特定埠頭の背後地に造成した分譲地に企業が4社立地し、188人の雇用が創出された。（岡山県）
きめ細かい料金単位設定 ヤード貸出形態の見直し 航路誘致を促進する料金設定 輸入食品貨物に有利な設定等、戦略的な料金設定を行い利用者のニーズにあったサービスを提供できている。（岡山県）
諸外国を含む企業からの問い合わせが増え活気が出てきた。（那覇港管理組合）

全国展開

内容：地域を限定することなく全国において実施。
時期：平成17年度中に措置。

今後の期待効果(全国展開後)

全国各地の港湾における、港湾物流の一層の効率化が図られる。
民間事業者による新たなサービスなどの出現が見込まれる。

<これまで>

福祉有償運送を行うことができるのは福祉車両のみで、セダン型等の一般車両を使用することはできなかった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・高齢化の進展に伴う福祉移送サービスのニーズの増大
- ・福祉移送のあり方についての議論が活発化

<特例事業の内容>

福祉有償運送について、使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。

<特区地域の実際>

特区地域の声

現在の認定主体数：75

（群馬県高崎市、神奈川県大和市、三重県松阪市、大阪府枚方市、熊本県玉名市、長野県小海町 等）

実際の効果

家族の送迎負担が解消できた。（玉名市、小海町等）
福祉車両だけの時は台数が少なく予約が取りにくかったが、セダンが加わったので、利用しやすくなった。（枚方市等）
一般の乗用車なので自宅の軒先から通院施設等に移動でき便利。ヘルパー資格を持っている運転者については、身体介助をもらえるので安心。（小海町、松阪市）

一般車両を利用できるようになったことで、車両の導入が容易になり、より多くの利用者の送迎が可能となっている。（熊本県他10市町）
外出での社会参加が困難であった障害者や高齢者に、より良いサービスが提供できるようになり、行動範囲が広がった。（枚方市、高崎市、小海町等）

全国展開

内容：地域を限定することなく全国において実施（許可制から登録制に）。

時期：平成17年度中に措置。

今後の期待効果(全国展開後)

セダン型車両による福祉有償輸送が可能となることから、使用可能車両が増大し、障害者や高齢者の生活行動範囲が広がる。

特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（1208）

<これまで>

港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更を行うためには、竣功認可の告示後10年間までは免許権者（港湾管理者）の許可が必要であった。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・経済環境変化、企業ニーズの変化の短期化
- ・埋立地への企業立地・施設立地気運の高まり

<特例事業の内容>

港湾内の遊休地化している埋立地であって、港湾管理者が利用促進を図る必要があると認めた区域について、権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間を、竣功認可の告示後10年から5年に短縮する。

<特区地域の実際>

特区地域の声

現在の認定主体数：5

（青森県、横浜市（国際物流特区）、横浜市（みなとの賑わい特区）、北九州市、福岡県・福岡市、大阪市）

リサイクル関連事業者からの問い合わせが増加するなど、リサイクル関連産業の立地の気運が高まっている。（青森県）
埋立地への開発事業者の進出意欲を多少高めることができた。（横浜市）
企業立地が進み、埋立地全体の活性化がなされた。（北九州市）

実際の効果

港の景観を活用した総合温泉レジャー施設が開業。年間約100万人の利用を見込む新たな賑わいと雇用が創出された。（横浜市）
事業者サイドで土地売買契約から工事着手、開業までのスケジュールが管理できた。資金調達の面でもスケジュールを把握でき、開業時期を早めることができた。（横浜市）
企業の進出意向決定後の早期着工、操業が実現した。企業進出（自動車物流センター）により、直接の雇用効果及び、知名度アップにより埋立地全体の活性化がなされ、企業立地が進んだ。（北九州市）

全国展開

内容：地域を限定することなく全国において実施。
時期：平成17年度中に措置。

今後の期待効果（全国展開後）

地域の企業ニーズに応じた産業の進出・集積が期待される。
臨海部の活性化が期待される。

評価委員会専門部会の開催状況

平成15年11月

専門部会で取り扱う規制の特例措置について

平成15年12月

特区における規制の特例措置の全国展開に向けた評価の論点

平成15年1月

全国展開に向けて想定される弊害について（関係省庁との意見交換）

平成16年2月～3月

調査計画案について

平成16年6月

規制の特例措置の全国展開に関する評価など

平成16年11月～12月

規制の特例措置の全国展開に関する評価など

平成17年3月

調査計画案について

平成17年6月

規制の特例措置の全国展開に関する評価など

平成17年9月

調査計画案について

平成17年11月～12月

規制の特例措置の全国展開に関する評価など

なお、評価委員会専門部会では、全国展開に関する効果等を把握するため、地方公共団体を通じた調査に加えて、現地の事業者、消費者・需要家との意見交換等を実施。

評価委員会専門部会 名簿（平成18年1月26日現在）

医療・福祉・労働部会

【評価委員】

氏 名	職 業 等
八代 尚宏	国際基督教大学教授
薬師寺 道代	愛知みずほ大学大学院教授
山田 孝夫	前北海道上川郡東川町長

【専門委員】

氏 名	職 業 等
池田 省三	龍谷大学社会学部教授
小宮 英美	N H K 解説委員
中村 紀子	(株)ポピンズコーポレーション代表取締役
増田 秀暁	N P O ココロネット理事長

教育部会

【評価委員】

氏 名	職 業 等
船橋 力	株式会社ウィル・シード代表取締役社長
市川 眞一	クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券 東京支店証券本部株式調査部ディレクター兼 ストラテジスト
井堀 利宏	東京大学大学院経済学研究科教授
白石 真澄	東洋大学経済学部助教授

【専門委員】

氏 名	職 業 等
金子 郁容	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
金子 元久	東京大学大学院教育学研究科教授
葉養 正明	東京学芸大学教育学部教授

地域・産業・環境部会

【評価委員】

氏名	職業等
榎谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
清原 慶子	東京都三鷹市長
白石 真澄	東洋大学経済学部助教授
山田 孝夫	前北海道上川郡東川町長

【専門委員】

氏名	職業等
浅見 泰司	東京大学空間情報科学研究センター教授
梅田 次郎	(株)日本能率協会コンサルティング、構造改革推進セクター・行政経営アドバイザー
黒川 和美	法政大学経済学部教授
中西 幹育	鈴木総業(株)顧問
本田 雅俊	政策研究大学院大学助教授

エネルギー・安全部会

【評価委員】

氏 名	職 業 等
市川 眞一	クレディ・スイス・ファースト・ポストン証券 東京支店証券本部株式調査部ディレクター兼 ストラテジスト

【専門委員】

氏 名	職 業 等
上原 陽一	横浜安全工学研究所代表
西山 紀彦	元三菱化学専務取締役